

香芝市二上山博物館ボランティアガイドの会 会則

(名称)

第1条 本会は、香芝市二上山博物館ボランティアガイドの会という。

(目的)

第2条 本会は、会員の歴史あるいは文化財に対する認識を深め、香芝市二上山博物館（以下「博物館」という。）のボランティア活動の充実に努めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は、奈良県香芝市藤山1丁目17番17号の文化財課に事務局をおくものとする。

(事業)

第4条 本会は、博物館の協力のもとに次の事業を行う。

- (1) 博物館の常設展示等における展示解説および館内の安全確保。
- (2) 市内の文化財等の現地案内。
- (3) 博物館の主催事業等における教育普及活動の支援。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。
- (5) 新人勧誘と会員間相互の親睦にかかわる事業

(会員)

第5条 本会は、第2条の趣旨に賛同した者をもって会員とする。

- 2 会員は、登録証および会員証（名札）の交付を受ける。

(賃金等)

第6条 第4条におけるボランティア活動には、日当、交通費、食費等は支給されない。

(保険加入)

第7条 会員は傷害保険に加入する。

(研修会)

第8条 本会は、第4条のほか会員の歴史あるいは文化財に対する認識を深めるため、年2回程度の研修会を行う。

- 2 前項における交通費、食費、観覧料等の実費は、会員各自が負担する。ただし、本会の経費から一部負担する場合は、次条における会長が会員に諮って決定する。

(役員および役員会)

第9条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 会計 1名 会計監査 1名

- 2 役員は会員の互選による。
- 3 役員の任期は1年とし、再任は2期までとする。但し、4期までの再任は妨げない。また、任期満了前において、変更があるときは、前任者の残任期間とする。
- 4 役員会は、会長、副会長、会計で構成する。役員の任務分担は役員の互選で決定する。また、月1回程度役員会を開催し、事業をすすめる。

(総会及び定例会)

第10条 本会は、年1回の総会および年4回程度の定例会を開催する。

2 総会および定例会は第5条の会員をもって構成する。会長が招集し、議長となる。

3 総会および定例会は次の事項について協議する。

(1) 本会の事業計画に関すること。

(2) 会則の制定および改廃に関すること。

(3) 役員の選任に関すること。

(4) その他、運営に関すること。

4 総会および定例会は会員の総数の過半数の参加により成立する。成立しない場合、採決を必要とする議決は行はない。議決は後日改めて行う。

(議決)

第11条 定例会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(経費及び年会費)

第12条 本会の経費は、会員の年会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

2 会員は、総会で議決した額の年会費を納入する。

3 本会は、4月1日から翌年3月31日をもって会計年度とする。

(会員の自覚と責任)

第13条 会員は、第4条における活動や第8条における研修会に参加するときは、交通安全や健康管理に留意して、各自が責任をもって行動する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項およびこの規則の改定は、総会および定例会で協議し決定するものとする。

附則

この会則は、平成17年5月1日から施行する。

この会則は、平成27年5月1日から施行する。

この会則は、平成29年5月1日から施行する。

この会則は、令和元年5月1日から施行する。

この会則は、令和元年11月30日から施行する。

この会則は、令和4年6月18日から施行する。

この会則は、令和5年5月20日から施行する。

この会則は、令和6年9月22日から施行する。

この会則は、令和7年5月17日から施行する。